

広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）

【鳥取県】

<b>市町村名</b>	江府町			<b>計画期間</b>	令和7年度～令和11年度
<b>計画概要</b>	鳥取県は、少子高齢化や転出超過といった人口減少により、地域の産業や社会の担い手など喫緊の課題がある。一方で、様々な子育て支援策の取り組みやファミリー層をターゲットとするワーケーションの推進などによって20代～40代の現役世代の移住者や関係人口は着実に増加してきた。また、都市部の住民の中にはテレワークの増加など働き方が大きく変わる中で、ライフスタイルや価値観の変容、ゆとりある暮らしがもたらす心の潤いなどを求めて、地方に拠点を持つことへの関心が高まっている。鳥取県は、市町村と連携し二地域居住につながる取組を展開すると共に、仕事・趣味・ボランティア等の多様な形で鳥取県に関わる人々の輪を広げ、新たな賑わい創出や地域の活性化に繋げていく。				
<b>特定居住拠点施設に関する事項</b>					
No	拠点施設の区分	施設の内容	所在地	整備主体	備考
1	一団の住宅施設	二地域居住促進住宅（お試し住宅）	江府町江尾	江府町	整備期間令和7年4月～令和9年3月
2	一団の住宅施設	移住促進住宅（賃貸）	江府町佐川	江府町	整備期間令和9年4月～令和10年3月
<b>拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項</b>					
社会資本総合整備計画（広域連携事業）の計画名：なし			※社会資本整備総合交付金(広域連携事業)を活用する場合は、社会資本総合整備計画を提出すること。 計画期間：令和一年度～一年度（一年間）		
<b>拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項</b>					
<b>その他</b>					
輝く鳥取創造総合戦略（令和6年3月）					

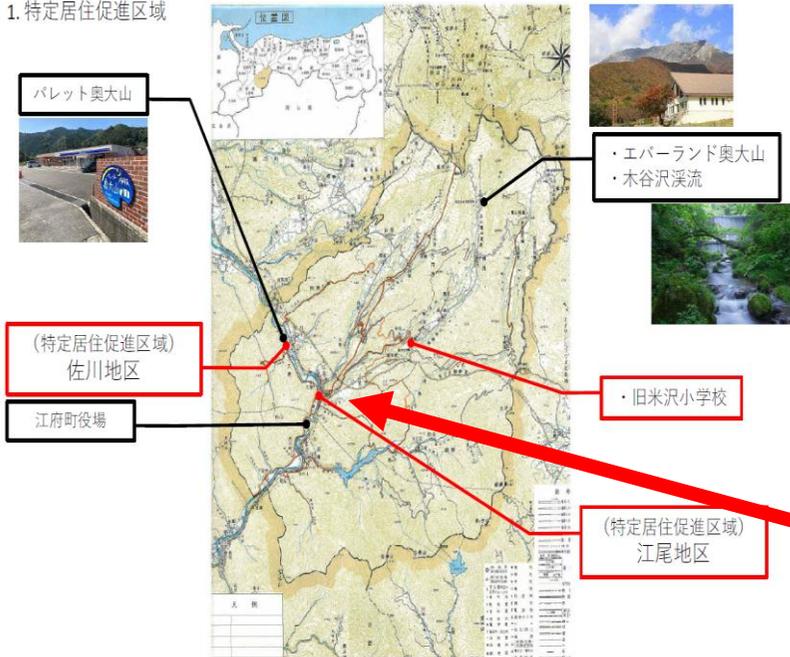
特定居住重点地区

※江府町の特定居住促進区域の範囲を重点地区の範囲とする

【位置図】

【箇所図】 No.1

1. 特定居住促進区域



江尾地区  
約226,514㎡



(特定居住拠点施設)  
二地域居住促進住宅 (お試し住宅)  
(旧役場跡地) R7～R8整備

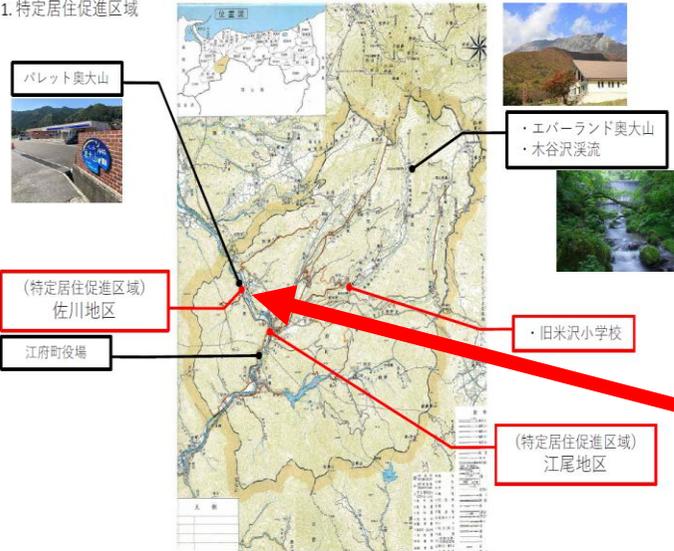
※左記図赤枠内のうち、「土砂災害特別警戒区域」及び「災害危険区域」に指定されている箇所は除くものとする。

特定居住重点地区

※江府町の特定居住促進区域の範囲を重点地区の範囲とする

【位置図】

1. 特定居住促進区域



【箇所図】 No.2

江府町佐川地区  
約159,668㎡



町営佐川団地  
(町営住宅) H10整備

移住促進住宅 (第1期)  
と地域交流拠点施設  
R5年整備

(特定居住拠点施設)  
移住促進住宅  
第2期 R9整備

コミュニティパーク  
R8整備

No.2